

オープンカウンター方式による見積依頼について

大分県警察本部警務部会計課管財係

- 随意契約を前提とした見積依頼です。
- 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税（10%）込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- 参加を希望される場合は、次の留意事項を熟読の上、後記2の連絡先にご連絡ください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2 見積書・仕様書の問い合わせ先及び提出先

〒870-8502 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県警察本部警務部会計課管財係

電話：097-536-2131（内線2295） メールアドレス：s61100@pref.oita.jp

※ 見積書は、持参・郵送・電子メールを問わず、締切日時必着とします（持参・郵送の場合は、封筒の表に「**オープンカウンター見積書在中**」と必ず**朱書き**してください。

※ 見積書を電子メールにより提出する場合は、メールの件名に「**オープンカウンター見積書の提出**」と記載し、誤送信防止のため、受信確認の電話連絡をしてください。

3 見積書提出期限

令和8年3月31日（火）午後5時

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者のみ連絡します。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 前記5において、同価の見積が二人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定により「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

オープンカウンター方式による見積依頼案件

場所		見積書提出期限
大分市大字福宗	大分県警察学校・機動隊自家用電気工作物保守管理業務委託	令和8年3月31日午後5時

自家用電気工作物保守管理業務委託仕様書

この仕様書は、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とが締結した自家用電気工作物保守管理業務に関して、乙が履行しなければならない事項を定める。

1 電気工作物の概要

契約対象電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 大分県警察学校・機動隊
- (2) 事業場の所在地 大分市大字福宗字鳴石2301番4
- (3) 需要設備
 - ア 設備容量 1130KVA
 - イ 受電電力 557Kw
 - ウ 受電電圧 6600V
- (4) 非常用予備発電装置
 - ア 発電機定格容量 250KVA
 - イ 発電機定格電圧 6600V
 - ウ 原動機の種類 ディーゼル

2 委託業務の内容

- (1) 乙が実施する保守管理業務は次の各号によるものとする。

点検項目は、別紙「点検、測定及び試験の基準」のとおり。

 - ア 前記1の電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、保安規程のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言すること。
 - イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業者から受けた場合、乙は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合は、乙は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
 - ウ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - エ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - オ 電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
 - カ 土曜日、日曜日、祝日の業務実施は可とする。
- (2) 前記(1)の乙に委託する保守管理業務のうち、次の各号の一に該当する電気工作物（以

下「対象外電気工作物」という。)については、保守管理業務委託の対象外とする。ただし、甲が対象外電気工作物の点検、測定及び試験の全部又は一部を他の電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して実施する場合には、甲の求めに応じて乙は助言を行うものとする。

ア 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

イ 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

ウ 点検時現場に設置されていない移動用機器等

エ 構造上内部点検が出来ない密閉型防爆構造の機器等

オ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

カ 高所又は点検できない隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

キ 業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りが出来ない場所に設置された機器等

3 緊急対応

- (1) 契約締結後速やかに、故障時及び災害時において速やかに対応できる緊急連絡表を甲及び監督員に提出すること。
- (2) 事故及び破損・故障箇所を確認した場合は、直ちに監督員に報告し、その指示を受けること。
- (3) 乙は、自家用電気工作物保守管理等に係る業務の不具合について対応するものとし、故障及び事故等が発生した場合、2時間以内に現地に保守管理業務担当者を派遣し、現状把握、危険防止措置及び応急措置を行うこと。
- (4) 保守管理業務担当者が業務を履行できない場合の代務者の指定（1名以上）。

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受 電 設 備 （ 含 二 次 受 電 設 備 ）	構造物 受電室建物 金属製外箱等	外観点検	○	○	必 要 の 都 度
		観察点検		○	
	責任分界となる 開閉器 引込線 電線及び支持物 ケーブル	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		※1 絶縁抵抗測定		○	
	遮断機 開閉器 電力用ヒューズ	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		絶縁油耐圧試験		○	
		絶縁油酸価測定		○	
	母線 計器用変成器 避雷器 電力用コンデンサ 断路器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏れ電流測定	○	○	
		絶縁油耐圧試験		○	
		絶縁油酸価測定		○	
	配電盤 及び 制御回路	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		電圧・電流測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		○	
	蓄電池 及び 充電装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
液量点検		○	○		
※2 電圧測定			○		
※2 比重測定			○		
※2 液温測定			○		
接地装置	外観点検	○	○		
	観察点検		○		
	※3 接地抵抗測定		○		

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電設備 電線及び支持物 ケーブル 接地装置 蓄電池及び 充電装置	受電設備に同じ	同左	同左	
電器使用場所の設備	電動機 電熱器 電気溶接器 照明装置 配線及び 照明装置 その他の機器類 接地装置	外観点検	○	○	必 要
		観察点検		○	
		※4 絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
非常用予備発電設備	内燃機関及び 付属装置	外観点検	○	○	の 都 度
		観察点検		○	
		※5 蓄電池電圧・比重・液温測定		○	
		始動停止試験	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	発電機及び 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	操作制御盤・外箱等	受電設備に同じ	同左	同左	
発電機室	外観点検	○	○		
	観察点検		○		
	絶縁抵抗測定		○		
	接地抵抗測定		○		
発電装置総合	※6 起動停止試験外観点検	○	○		

- 注1 ※1を付した試験項目は、停電範囲その他の理由によって実施できないときは、この限りでない。
2 ※2を付した試験項目は、パイロットセルで行うものとする。
3 ※3を付した試験項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することができる。
4 ※4を付した試験項目は、絶縁状態監視装置の監視記録により代えることができる。
5 ※5を付した試験項目は、特定箇所については、6か月に1回（6月と12月）に実施するものとする。
6 ※6を付した試験項目の年次点検は、自動で行うものとする。
7 月次点検の外観点検については、次の項目について特に留意すること。
(1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
(2) 電線と他物との離隔距離の適否
(3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
(4) 接地線等の保安装置の取付け状態
8 年次点検は12月に実施するものとし、月次点検の内容に加え、次の項目について特に留意すること。
(1) 低圧電路及び高圧電路の絶縁状態が技術基準を満たしていることを確認
(2) 接地抵抗が技術基準を満たしていることを確認
(3) 保護継電器の動作特性及び連動動作試験の結果が正常であることを確認
(4) 非常用予備発電装置の起動・停止・発電電圧・発電電圧周波数が正常であることを確認
(5) 蓄電池設備が劣化していないことを確認

別添

令和7年4月1日
大分県警察本部警務部会計課

国費契約等の手続における押印等の省略について

この度、契約等の手続において、下記書類への代表者印及び社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 対照となる契約等

国と締結する契約等

- ※ 見積書等の宛先が「大分県警察本部長」となる契約等が対象
(宛先が「大分県知事」となる契約については、対象外)

2 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品書又役務の完了を確認する書面

3 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載

- ※ 確認のため、必要に応じてこちらから記載連絡先に連絡させていただく場合があります。

4 本件取扱開始日

令和2年8月31日以降の調達案件

5 その他

ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

大分県警察本部警務部会計課

TEL 097-536-2131 (内線：管財係2295)